

令和2年第1回

石川県議会定例会議案

(その二)

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第3号	令和2年度石川県一般会計予算	1
議案第4号	令和2年度石川県証紙特別会計予算	13
議案第5号	令和2年度石川県土地取得特別会計予算	15
議案第6号	令和2年度石川県国民健康保険特別会計予算	17
議案第7号	令和2年度石川県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	19
議案第8号	令和2年度石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計予算	23
議案第9号	令和2年度石川県林業改善資金特別会計予算	25
議案第10号	令和2年度石川県沿岸漁業改善資金特別会計予算	27
議案第11号	令和2年度石川県公営競馬特別会計予算	29
議案第12号	令和2年度石川県港湾整備特別会計予算	33
議案第13号	令和2年度石川県育英資金特別会計予算	37
議案第14号	令和2年度石川県公債管理特別会計予算	39
議案第15号	令和2年度石川県立中央病院事業会計予算	43
議案第16号	令和2年度石川県立高松病院事業会計予算	47
議案第17号	令和2年度石川県港湾土地造成事業会計予算	51
議案第18号	令和2年度石川県流域下水道事業会計予算	53
議案第19号	令和2年度石川県水道用水供給事業会計予算	57

議案第3号

令和2年度石川県一般会計予算

令和2年度の石川県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ578,419,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和2年度石川県一般会計歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は45,000,000千円と定める。ただし、借入金額には起債前借及び当座勘定借越契約に基づく借越額を含まない。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年2月25日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 令和2年度石川県一般会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 県 税		千円 155,100,000
	1 県 民 税	47,980,600
	2 事 業 税	34,910,000
	3 地 方 消 費 税	38,200,000
	4 不 動 産 取 得 税	2,870,000
	5 県 た ば こ 税	1,170,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	500,000
	7 軽 油 引 取 税	10,000,000
	8 自 動 車 税	18,688,000
	9 鉱 区 税	400
	10 狩 猟 税	11,000
	11 核 燃 料 税	770,000
2 地 方 消 費 税 清 算 金		54,000,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	54,000,000
3 地 方 譲 与 税		21,463,000
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	19,400,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	1,800,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	80,000
	4 自 動 車 重 量 譲 与 税	110,000
	5 森 林 環 境 譲 与 税	63,000

款	項	金額
	6 航空機燃料譲与税	10,000
4 地方特例交付金		738,000
	1 地方特例交付金	738,000
5 地方交付税		123,600,000
	1 地方交付税	123,600,000
6 交通安全対策特別交付金		235,000
	1 交通安全対策特別交付金	235,000
7 分担金及び負担金		3,395,017
	1 分担金	191,914
	2 負担金	3,203,103
8 使用料及び手数料		7,835,855
	1 使用料	5,883,832
	2 手数料	1,952,023
9 国庫支出金		60,062,020
	1 国庫負担金	30,765,970
	2 国庫補助金	27,461,572
	3 国庫委託金	1,834,478
10 財産収入		458,863
	1 財産運用収入	218,344
	2 財産売払収入	240,519
11 寄附金		2,000
	1 寄附金	2,000
12 繰入金		13,380,811

款	項	金額
	1 特別会計繰入金	150,040
	2 基金繰入金	13,230,771
13 繰越金		1
	1 繰越金	1
14 諸収入		56,328,433
	1 延滞金、加算金及び過料等	224,383
	2 県預金利子	1,360
	3 貸付金元利収入	42,988,983
	4 受託事業収入	4,113,159
	5 収益事業収入	3,800,000
	6 雑収入	5,200,548
15 県債		81,820,000
	1 県債	81,820,000
歳入合計		578,419,000

歳 出		
款	項	金 額
1 議 会 費		千円 1,191,797
	1 議 会 費	1,191,797
2 総 務 費		90,103,343
	1 総 務 管 理 費	10,797,189
	2 徴 税 費	73,608,635
	3 市 町 村 振 興 費	1,222,037
	4 選 挙 費	13,364
	5 防 災 救 助 費	4,167,972
	6 人 事 委 員 会 費	87,298
	7 監 査 委 員 費	206,848
3 企 画 振 興 費		24,568,878
	1 企 画 振 興 費	24,568,878
4 県 民 文 化 ス ポ ー ツ 費		10,694,778
	1 県 民 費	1,698,179
	2 文 化 ス ポ ー ツ 費	8,996,599
5 健 康 福 祉 費		87,314,983
	1 高 齢 者 福 祉 費	34,238,258
	2 子 育 て 福 祉 費	16,440,723
	3 障 害 福 祉 費	11,328,814
	4 地 域 福 祉 費	13,824,086
	5 健 康 推 進 費	4,871,651
	6 生 活 衛 生 費	212,360

款	項	金額
	7 医 薬 看 護 費	6,399,091 <small>千円</small>
6 生 活 環 境 費		2,463,166
	1 生 活 環 境 費	2,463,166
7 商 工 労 働 費		41,343,844
	1 商 工 費	39,637,428
	2 労 働 費	1,613,834
	3 労 働 委 員 会 費	92,582
8 観 光 費		2,620,830
	1 観 光 戦 略 推 進 費	2,620,830
9 農 林 水 産 業 費		34,868,411
	1 農 業 費	16,359,315
	2 畜 産 業 費	1,129,773
	3 農 地 費	9,690,275
	4 林 業 費	5,350,469
	5 水 産 業 費	2,338,579
10 土 木 費		61,537,034
	1 土 木 管 理 費	594,122
	2 道 路 橋 り よ う 費	31,662,277
	3 河 川 海 岸 費	15,754,851
	4 港 湾 費	2,921,238
	5 都 市 計 画 費	8,509,759
	6 建 築 住 宅 費	2,094,787
11 警 察 費		25,307,956

款	項	金 額
	1 警 察 管 理 費	23,696,456 ^{千円}
	2 警 察 活 動 費	1,611,500
12 教 育 費		101,459,140
	1 教 育 総 務 費	13,157,768
	2 小 中 学 校 費	54,374,404
	3 高 等 学 校 費	23,195,492
	4 特 別 支 援 学 校 費	8,632,049
	5 社 会 教 育 費	1,952,658
	6 保 健 体 育 費	146,769
13 災 害 復 旧 費		3,965,019
	1 農林水産業施設災害復旧費	1,258,792
	2 土木施設災害復旧費	2,706,227
14 公 債 費		90,779,821
	1 公 債 費	90,779,821
15 予 備 費		200,000
	1 予 備 費	200,000
歳 出 合 計		578,419,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
旅 費 支 給 費	令 和 3 年 度	千円 3,763
令和2年度新県立図書館整備推進費	令 和 3 年 度	3,019,000
南竜ヶ馬場公衆トイレ整備費	令 和 3 年 度	203,000
石川県産業創出支援機構が行ういしかわフロンティアラボ整備事業に係る融資金の損失補償	自 至 令 和 2 年 度 令 和 21 年 度	89,000千円及び延納利息相当額
工 業 用 地 造 成 費	令 和 3 年 度	330,000
中小企業再生・事業転換支援保証についての石川県信用保証協会との損失補償契約に伴う損失補償	自 至 令 和 2 年 度 令 和 19 年 度	848,000
経営安定支援融資保証等についての石川県信用保証協会との損失補償契約に伴う損失補償	自 至 令 和 2 年 度 令 和 14 年 度	540,000
ニッチトップ企業等育成支援保証についての石川県信用保証協会との損失補償契約に伴う損失補償	自 至 令 和 2 年 度 令 和 19 年 度	64,000
令和2年度離職者等高度人材養成推進事業費	令 和 3 年 度 令 和 4 年 度	243,397
石川県林業公社が行う造林事業に係る融資金の損失補償	自 至 令 和 2 年 度 令 和 58 年 度	日本政策金融公庫から貸付けを受ける1,608,000千円の元利金(遅延損害金を含む)及び損失補償契約に定める損失確定日の翌日から補償履行の日までの利率年11.0%に相当する利息
令 和 2 年 度 道 路 建 設 費	令 和 3 年 度 令 和 4 年 度	4,920,000
令 和 2 年 度 道 路 整 備 費	令 和 3 年 度	120,000
令 和 2 年 度 河 川 改 良 費	自 至 令 和 3 年 度 令 和 5 年 度	2,600,000
令和2年度河川総合開発事業費	令 和 3 年 度	400,000
令和2年度街路事業費	令 和 3 年 度	100,000
兼六園下交差点周辺整備事業費	令 和 3 年 度	2,261,000
令和2年度公営住宅建設費	令 和 3 年 度	317,000
諸 装 備 維 持 費	令 和 3 年 度	33,000
七尾警察署庁舎建設費	令 和 3 年 度	1,070,000

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
自然環境費	70,000	普通貸借又は証券発行	8.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、県財政その他の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、借換えすることができる。
工業試験場費	112,000			
労働福祉費	8,000			
職業訓練総務費	1,000			
産業技術専門校費	18,000			
観光振興費	1,000			
畜産総務費	80,000			
農業農村整備事業費	1,520,000			
農地防災事業費	403,000			
国直轄土地改良事業費負担金	267,000			
造林費	4,000			
林道費	201,000			
治山費	681,000			
国直轄治山事業費負担金	78,000			
水産業振興費	107,000			
漁港管理費	27,000			
漁港建設費	236,000			
道路建設費	7,075,000			
道路整備費	4,128,000			
国直轄道路事業費負担金	3,534,000			
河川改良費	3,723,000			
国直轄河川事業費負担金	658,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
河川総合開発事業費	147,000 <small>千円</small>			
河川整備費	503,000			
砂防地すべり対策費	1,699,000			
国直轄砂防事業費負担金	558,000			
砂防地すべり防止施設整備費	119,000			
海岸保全費	388,000			
国直轄海岸事業費負担金	216,000			
港湾管理費	424,000			
港湾改良費	130,000			
国直轄港湾事業費負担金	742,000			
街路事業費	594,000			
都市計画整備費	658,000			
公園整備費	698,000			
公営住宅建設費	418,000			
建築指導費	107,000			
警察本部費	168,000			
警察施設費	514,000			
交通指導取締費	401,000			
小学校教職員費	1,330,000			
中学校教職員費	1,000,000			
高等学校整備費	702,000			
特別支援学校整備費	329,000			
社会教育振興費	73,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
文化財保護費	3,000			
耕地災害復旧事業費	10,000			
林地荒廃防止施設 災害復旧事業費	57,000			
林道災害復旧事業費	29,000			
漁港災害復旧事業費	26,000			
土木施設災害復旧費	781,000			
国直轄災害復旧費負担金	26,000			
港湾災害復旧費	95,000			
県単土木災害復旧費	40,000			
一般管理費	658,000			
財産管理費	262,000			
防災総務費	2,113,000			
国直轄空港事業費負担金	192,000			
交通対策費	18,382,000			
男女共同参画費	38,000			
文化振興費	4,087,000			
スポーツ振興費	69,000			
歴史博物館費	2,000			
臨時財政対策費	20,100,000			
計	81,820,000			

議案第 4 号

令和 2 年度石川県証紙特別会計予算

令和 2 年度の石川県証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,994,837千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 令和 2 年度石川県証紙特別会計歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 令和2年度石川県証紙特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 証紙収入		千円 3,994,836
	1 証紙収入	3,994,836
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入合計		3,994,837

歳出

款	項	金額
1 証紙管理費		千円 3,994,837
	1 証紙管理費	3,994,837
歳出合計		3,994,837

議案第四号 令和2年度石川県証紙特別会計予算

議案第 5 号

令和 2 年度石川県土地取得特別会計予算

令和 2 年度の石川県土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,344千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 令和 2 年度石川県土地取得特別会計歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 令和2年度石川県土地取得特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 財産収入		千円 6,343
	1 財産運用収入	6,343
2 諸収入		1
	1 雑収入	1
歳入合計		6,344

歳出

款	項	金額
1 土地取得費		千円 6,344
	1 土地取得費	6,344
歳出合計		6,344

議案第五号 令和2年度石川県土地取得特別会計予算

議案第 6 号

令和 2 年度石川県国民健康保険特別会計予算

令和 2 年度の石川県国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100,255,930千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 令和 2 年度石川県国民健康保険特別会計歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 令和2年度石川県国民健康保険特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 29,393,983
	1 負担金	29,393,983
2 国庫支出金		26,823,691
	1 国庫負担金	19,254,485
	2 国庫補助金	7,569,206
3 財産収入		205
	1 財産運用収入	205
4 繰入金		6,035,766
	1 繰入金	6,035,766
5 繰越金		361,946
	1 繰越金	361,946
6 諸収入		37,640,339
	1 交付金	37,640,339
歳入合計		100,255,930

歳出

款	項	金額
1 健康福祉費		千円 100,255,930
	1 国民健康保険費	100,255,930
歳出合計		100,255,930

議案第7号

令和2年度石川県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和2年度の石川県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ140,250千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和2年度石川県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和2年2月25日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 令和2年度石川県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 4,150
	1 繰入金	4,150
2 貸付金元利収入		82,317
	1 貸付金元利収入	82,317
3 繰越金		39,842
	1 繰越金	39,842
4 諸収入		5,941
	1 雑収入	5,941
5 県債		8,000
	1 県債	8,000
歳入合計		140,250

歳出

款	項	金額
1 健康福祉費		千円 140,250
	1 母子父子寡婦福祉資金費	140,250
歳出合計		140,250

議案第七号 令和2年度石川県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
母子父子寡婦福祉資金貸付金	千円 8,000	普通貸借	無 利 子	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の規定による。
計	8,000			

議案第七号 令和二年度石川県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

議案第 8 号

令和 2 年度石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計予算

令和 2 年度の石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ438,021千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 令和 2 年度石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 令和2年度石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 1,188
	1 繰入金	1,188
2 貸付金元利収入		263,794
	1 貸付金元利収入	263,794
3 繰越金		171,039
	1 繰越金	171,039
4 諸収入		2,000
	1 雑収入	2,000
歳入合計		438,021

歳出

款	項	金額
1 商工労働費		千円 438,021
	1 中小企業近代化促進費	438,021
歳出合計		438,021

議案第八号 令和2年度石川県中小企業近代化資金貸付金特別会計予算

議案第9号

令和2年度石川県林業改善資金特別会計予算

令和2年度の石川県林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76,462千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和2年度石川県林業改善資金特別会計歳入歳出予算」による。

令和2年2月25日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 令和2年度石川県林業改善資金特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 1,461
	1 繰入金	1,461
2 貸付金元利収入		6,020
	1 貸付金元利収入	6,020
3 繰越金		68,978
	1 繰越金	68,978
4 諸収入		3
	1 雑収入	3
歳入合計		76,462

歳出

款	項	金額
1 農林水産業費		千円 76,461
	1 林業改善資金費	76,461
2 予備費		1
	1 予備費	1
歳出合計		76,462

議案第九号 令和2年度石川県林業改善資金特別会計予算

議案第10号

令和2年度石川県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和2年度の石川県沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80,999千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和2年度石川県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出予算」による。

令和2年2月25日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 令和2年度石川県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 998
	1 繰入金	998
2 貸付金元利収入		11,180
	1 貸付金元利収入	11,180
3 繰越金		68,820
	1 繰越金	68,820
4 諸収入		1
	1 雑収入	1
歳入合計		80,999

歳出

款	項	金額
1 農林水産業費		千円 80,998
	1 沿岸漁業改善資金費	80,998
2 予備費		1
	1 予備費	1
歳出合計		80,999

議案第11号

令和2年度石川県公営競馬特別会計予算

令和2年度の石川県公営競馬特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,430,607千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和2年度石川県公営競馬特別会計歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和2年2月25日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 令和2年度石川県公営競馬特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 収益事業収入		千円 17,648,003
	1 収益事業収入	17,648,003
2 使用料及び手数料		4,975
	1 手数料	4,975
3 財産収入		82,462
	1 財産運用収入	82,458
	2 財産売却収入	4
4 繰入金		1,514
	1 繰入金	1,514
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		693,652
	1 雑収入	693,652
歳入合計		18,430,607

歳出

款	項	金額
1 公営競馬費		千円 18,430,607
	1 公営競馬費	18,428,851
	2 公債費	1,756
歳出合計		18,430,607

議案第十一号 令和2年度石川県公営競馬特別会計予算

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
大型映像表示装置更新費	自 至 令和3年度 令和8年度	千円 506,000

議案第十一号 令和二年度石川県公営競馬特別会計予算

議案第12号

令和2年度石川県港湾整備特別会計予算

令和2年度の石川県港湾整備特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,739,749千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和2年度石川県港湾整備特別会計歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

令和2年2月25日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 令和2年度石川県港湾整備特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 318,254
	1 使用料	318,254
2 財産収入		14,400
	1 財産運用収入	14,400
3 繰入金		115,630
	1 繰入金	115,630
4 諸収入		105,465
	1 雑収入	105,465
5 県債		1,186,000
	1 県債	1,186,000
歳入合計		1,739,749

歳出

款	項	金額
1 港湾整備事業費		千円 1,739,749
	1 管理費	221,527
	2 整備費	853,000
	3 公債費	665,222
歳出合計		1,739,749

議案第十二号 令和2年度石川県港湾整備特別会計予算

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
金沢港大浜ふ頭荷役機械整備費	令和3年度	<div style="text-align: right;">千円</div> 366,000

議案第十二号 令和二年度石川県港湾整備特別会計予算

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾整備事業費	千円 1,186,000	普通貸借又は は証券発行	8.5%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	借入先の融通条件によ る。ただし、県財政その他 の都合により、据置期間 及び償還期限を短縮し、借 若しくは繰上償還又は借 換えすることができ
計	1,186,000			

議案第十二号 令和二年度石川県港湾整備特別会計予算

議案第13号

令和2年度石川県育英資金特別会計予算

令和2年度の石川県育英資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ288,080千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和2年度石川県育英資金特別会計歳入歳出予算」による。

令和2年2月25日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 令和2年度石川県育英資金特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 財産収入		千円 1,407
	1 財産運用収入	1,407
2 繰入金		17,271
	1 繰入金	17,271
3 貸付金元利収入		250,224
	1 貸付金元利収入	250,224
4 繰越金		3,305
	1 繰越金	3,305
5 寄附金		2,500
	1 寄附金	2,500
6 諸収入		13,373
	1 雑収入	13,373
歳入合計		288,080

歳出

款	項	金額
1 教育費		千円 288,080
	1 育英資金費	288,080
歳出合計		288,080

議案第十三号 令和2年度石川県育英資金特別会計予算

議案第14号

令和2年度石川県公債管理特別会計予算

令和2年度の石川県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ171,272,960千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和2年度石川県公債管理特別会計歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和2年2月25日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 令和2年度石川県公債管理特別会計歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 90,678,960
	1 繰入金	90,678,960
2 県債		80,594,000
	1 県債	80,594,000
歳入合計		171,272,960

歳出

款	項	金額
1 公債費		千円 171,272,960
	1 公債費	171,272,960
歳出合計		171,272,960

議案第十四号 令和2年度石川県公債管理特別会計予算

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公債費	千円 80,594,000	普通貸借又は証券発行	8.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる利率を行つた後、当該利率)	借入先の融通条件による。ただし、県財政その他、据置期間を短縮し、償還又は繰上償還ができる。
計	80,594,000			

議案第十四号 令和二年度石川県公債管理特別会計予算

議案第15号

令和2年度石川県立中央病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度の石川県立中央病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数

一般病床	630床
------	------

(2) 年間延患者数

入院患者	172,631人	外来患者	271,188人
------	----------	------	----------

(3) 1日平均患者数

入院患者	473人	外来患者	1,116人
------	------	------	--------

(4) 主要な建設改良事業

医療器械等購入費	604,000千円
----------	-----------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益	24,652,746千円
------------	--------------

第1項 医業収益	22,485,264千円
----------	--------------

第2項 医業外収益	2,167,462千円
-----------	-------------

第3項 特別利益	20千円
----------	------

支 出

第1款 病院事業費用	24,440,964千円
------------	--------------

第1項 医業費用	24,056,747千円
----------	--------------

第2項 医業外費用	384,197千円
-----------	-----------

第3項 特別損失	20千円
----------	------

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,707,350千円は、過年度分損益勘定留保資金1,705,576千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,774千円で補てんするものとする）。

収 入

第1款 資本的収入	2,331,915千円
第1項 企業債	592,000千円
第2項 他会計負担金	1,739,905千円
第3項 固定資産売却代金	10千円

支 出

第1款 資本的支出	4,039,265千円
第1項 病院建設改良費	604,000千円
第2項 企業債償還金	3,435,265千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和2年度医療機器 保守業務委託費	自 令和3年度 至 令和8年度	62,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
資産購入費	千円 592,000	普通貸借 又は 証券発行	8.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,500,000千円と定める。ただし、借入金額には当座勘定借越契約に基づく借越額を含まない。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費	9,707,887千円
-------	-------------

(他会計からの補助金)

第9条 病院の運営助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、182,623千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、9,053,206千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
医療器械	X線画像診断装置	一式
医療器械	抗がん剤自動混合調製装置	一式

令和2年2月25日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

議案第16号

令和2年度石川県立高松病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度の石川県立高松病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数

精神病床	400床
------	------

(2) 年間延患者数

入院患者	127,271人	外来患者	27,547人
------	----------	------	---------

(3) 1日平均患者数

入院患者	349人	外来患者	113人
------	------	------	------

(4) 主要な建設改良事業

医療器械等購入費	72,000千円
管理診療棟整備費	1,210,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益	3,432,265千円
第1項 医業収益	2,354,664千円
第2項 医業外収益	1,077,591千円
第3項 特別利益	10千円

支 出

第1款 病院事業費用	3,370,160千円
第1項 医業費用	3,282,403千円
第2項 医業外費用	61,247千円
第3項 特別損失	26,510千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額140,195千円は、過年度分損益勘定留保資金137,865千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,330千円で補てんするものとする）。

収 入

第1款 資本的収入	1,436,397千円
第1項 企業債	1,281,000千円
第2項 他会計負担金	154,763千円
第3項 国庫補助金	624千円
第4項 固定資産売却代金	10千円

支 出

第1款 資本的支出	1,576,592千円
第1項 病院建設改良費	1,282,000千円
第2項 企業債償還金	294,592千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
管理診療棟整備費	令和3年度	1,127,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
資産購入費	71,000 <small>千円</small>	普通貸借 又は 証券発行	8.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。
施設整備費	1,210,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、900,000千円と定める。ただし、借入金額には当座勘定借越契約に基づく借越額を含まない。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費	2,343,982千円
-------	-------------

(他会計からの補助金)

第9条 病院の運営助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、40,323千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、367,946千円と定める。

令和2年2月25日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

議案第十六号 令和二年度石川県立高松病院事業会計予算

議案第17号

令和2年度石川県港湾土地造成事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度の石川県港湾土地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 土地売却

地区名	売却面積
大田工業用地	1,000m ²

(2) 土地貸付

地区名	貸付面積
大浜用地	49m ²
大田工業用地	1,563m ²
湊町都市再開発用地	3,684m ²

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 港湾土地造成事業収益	12,683千円
第1項 営業収益	10,000千円
第2項 営業外収益	2,683千円

支出

第1款 港湾土地造成事業費用	8,619千円
第1項 営業費用	8,609千円
第2項 営業外費用	10千円

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、884,000千円と定める。ただし、借入金額には当座勘定借越契約に基づく借越額を含まない。

令和2年2月25日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

議案第18号

令和2年度石川県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度の石川県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市数	6市
(2) 年間総処理水量	30,637,000 ^{m³}
(3) 1日平均処理水量	83,937 ^{m³}
(4) 主要な建設改良事業	
流域下水道建設事業費	2,133,399千円
(うち債務負担行為額)	720,900千円)

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 流域下水道事業収益	4,061,155千円
第1項 営業収益	1,701,643千円
第2項 営業外収益	2,359,512千円

支 出

第1款 流域下水道事業費用	3,845,821千円
第1項 営業費用	3,558,924千円
第2項 営業外費用	200,149千円
第3項 特別損失	86,748千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額619,332千円は、当年度分損益勘定留保資金342,789千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額31,843千円並びに引継金244,700千円で補てんするものとする)。

収 入

第1款 資本的収入	1,388,220千円
第1項 企業債	326,000千円
第2項 国庫補助金	798,744千円
第3項 建設負担金	261,567千円
第4項 他会計補助金	1,909千円

支 出

第1款 資本的支出	2,007,552千円
第1項 建設改良費	1,412,499千円
第2項 企業債償還金	595,053千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ471,196千円及び787,432千円である。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和2年度加賀沿岸流域下水道(梯川処理区)事業費	令和3年度	316,800千円
令和2年度加賀沿岸流域下水道(大聖寺川処理区)事業費	令和3年度	168,300千円
令和2年度犀川左岸流域下水道事業費	令和3年度	235,800千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道事業費	千円 326,000	普通貸借 又は 証券発行	8.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,200,000千円と定める。ただし、借入金額には当座勘定借越契約に基づく借越額を含まない。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の金額を流用することができる場合は、営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用をする場合と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費	70,546千円
-------	----------

(他会計からの補助金)

第10条 流域下水道事業の運営助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、442,966千円である。

令和2年2月25日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

議案第19号

令和2年度石川県水道用水供給事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度の石川県水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 1日最大給水量	243,860 ³
(2) 年間有収水量	53,405,340 ³
(3) 主要な建設改良事業	
固定資産改良費	2,217,317千円
(うち債務負担行為額)	1,647,000千円)
送水施設建設改良事業費	2,140,000千円
(うち債務負担行為額)	120,000千円)

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道用水供給事業収益	5,983,337千円
第1項 営業収益	5,815,947千円
第2項 営業外収益	167,390千円

支 出

第1款 水道用水供給事業費用	5,747,404千円
第1項 営業費用	5,629,520千円
第2項 営業外費用	117,884千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3,820,120千円は、過年度分損益勘定留保資金3,584,637千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額235,483千円で補てんするものとする)。

収 入

第1款 資本的収入	2,020,000千円
第1項 企業債	2,020,000千円

支 出

第1款 資本的支出	5,840,120千円
第1項 建設改良費	2,590,317千円

第2項 企業債償還金 3,201,803千円

第3項 他会計借入金償還金 48,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
固定資産改良費	令和3年度	1,647,000千円
送水施設建設改良事業費	令和3年度	120,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
送水施設建設改良事業費	千円 2,020,000	普通貸借 又は 証券発行	8.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,500,000千円と定める。ただし、借入金額には当座勘定借越契約に基づく借越額を含まない。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の金額を流用することができる場合は、営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用をする場合と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 462,075千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、141,082千円と定める。

令和2年2月25日提出

石川県知事 谷 本 正 憲